

熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例（昭和34年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県婦人相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第13号

熊本県婦人相談所条例の一部を改正する条例

熊本県婦人相談所条例（昭和39年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第1条中「基づき、婦人相談所」を「基づく婦人相談所として、女性相談センター」に改める。

第2条中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改め、同条の表中「熊本県婦人相談所」を「熊本県女性相談センター」に改める。

第3条第1項中「婦人相談所」を「女性相談センター」に、「照して」を「照らして」に、「行なうおそれ」を「行うおそれ」に、「行なうもの」を「行うもの」に改め、同項第2号中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第3号中「行なう」を「行う」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する業務のほか、女性相談センターは、女性の相談等に関する業務を行う。

第4条から第6条までの規定中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県肢体不自由児施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第14号

熊本県肢体不自由児施設条例等の一部を改正する条例

（熊本県肢体不自由児施設条例の一部改正）

第1条 熊本県肢体不自由児施設条例（昭和30年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第5条を次のように改める。

（使用料）

第5条 施設において診療、試験、検査等（以下「診療等」という。）を受ける者及び法第6条の2第4項の児童短期入所を受ける者は、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

3 第1項の使用料は、診療等を受ける者（施設に入所して診療等を受ける者を除く。）にあってはその都度、施設に入所して診療等を受ける者及び法第6条の2第4項の児童短期入所を受ける者にあっては知事の指定する日までに納めなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

種 別	金 額
診療等	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）第1号及び第2号の規定並びに入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）により算定した額
児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所	児童福祉法第21条の10第2項第1号に掲げる額

（熊本県立肥後学園設置条例の一部改正）

第2条 熊本県立肥後学園設置条例（昭和29年熊本県条例第10号）の一部を次のように改正する。